

個人賛助会員規程

No	条文番号	条文タイトル	現行条文	改定案	改訂ポイント
1	第1条	目的	本規程は、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（以下「当法人」という）における個人賛助会員（以下「会員」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	本規程は、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（以下「当法人」という）における個人賛助会員（以下「 個人会員 」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 ※以下『 会員 』となっている部分を全て『 個人会員 』へ変更	文言の明文化
2	第3条	入会	会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、当法人理事会の承認を得るものとする。	個人会員 として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込み 及び年会費納入の上 、当法人理事会の承認を得るものとする。	運用に即した修正
3	第4条	入会金及び会費	会員は、別表に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 2 対応する期間は、初年度は所定の会費を納めた日より直近の6月30日までとし、以降は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。 ただし、4月以降に所定の会費を納めた場合は、初年度は対応する期間を下記より選択することができる。 （1）直近の6月30日までの期間 （2）直近の7月1日から翌年6月30日までの期間 3 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。	個人会員 は、別表に定める入会金及び 年会費 を納入しなければならない。 2 対応する期間は、初年度は所定の 理事会承認を得た日 より直近の6月30日までとし、以降は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。 ただし、 3 月以降に所定の会費を納めた場合は、初年度は対応する期間を下記より選択することができる。 （1）直近の6月30日までの期間 （2）直近の7月1日から翌年6月30日までの期間 3 既納の入会金及び 年会費 は返還しないものとする。 ただし、理事会承認が得られなかった場合を除く。 ※以下『 会費 』となっている部分を全て『 年会費 』へ変更	文言の明文化 運用に即した修正
4	第7条	会員の資格喪失	前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 （1）総正会員が同意したとき （2）当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき （3）入会金又は会費の納付を怠ったとき	前2条の場合のほか、 個人会員 は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 （1） 当法人の全社員 が同意したとき （2）当該 個人会員 が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき （3） 年会費 の納付を怠ったとき	文言の明文化 運用に即した修正

法人賛助会員規程

No	条文番号	条文タイトル	現行条文	改定案	改訂ポイント
1	第1条	目的	本規程は、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（以下「当法人」という）における法人賛助会員（以下「会員」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	本規程は、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（以下「当法人」という）における法人賛助会員（以下「 法人会員 」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 ※以下『 会員 』となっている部分を全て『 法人会員 』へ変更	文言の明文化
2	第3条	入会	会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、当法人理事会の承認を得るものとする。	法人会員 として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込み 及び年会費納入の上 、当法人理事会の承認を得るものとする。	運用に即した修正
3	第4条	入会金及び会費	会員は、別表に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 2 対応する期間は、初年度は所定の会費を納めた日より直近の6月30日までとし、以降は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。 ただし、4月以降に所定の会費を納めた場合は、初年度は対応する期間を下記より選択することができる。 （1）直近の6月30日までの期間 （2）直近の7月1日から翌年6月30日までの期間 3 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。	法人会員 は、別表に定める入会金及び 年会費 を納入しなければならない。 2 対応する期間は、初年度は所定の 理事会承認を得た日 より直近の6月30日までとし、以降は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。 ただし、 3 月以降に所定の会費を納めた場合は、初年度は対応する期間を下記より選択することができる。 （1）直近の6月30日までの期間 （2）直近の7月1日から翌年6月30日までの期間 3 既納の入会金及び 年会費 は返還しないものとする。 ただし、理事会承認が得られなかった場合を除く。 ※以下『 会費 』となっている部分を全て『 年会費 』へ変更	文言の明文化 運用に即した修正
4	第7条	会員の資格喪失	前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 （1）総正会員が同意したとき （2）当該会員が解散したとき （3）入会金又は会費の納付を怠ったとき	前2条の場合のほか、 法人会員 は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 （1） 当法人の全社員 が同意したとき （2）当該 法人会員 が解散したとき （3） 年会費 の納付を怠ったとき	文言の明文化 運用に即した修正